

司法の独立に関する基本原理ⁱ

第七回犯罪防止と容疑者の取り扱いに関する国連大会は、

第六回犯罪防止と容疑者の取り扱いに関する国連大会で満場一致で採択され、国連総会の 1980 年 12 月 15 日の決議 35/171 として承認されたカラカス宣言にもとづき、

第六回犯罪防止と容疑者の取り扱いに関する国連大会が犯罪の防止と管理の委員会に対して、司法の独立に関連する指針の策定を優先的課題とするように要求したところの、大会決議 16 にもとづき、

さらに、経済および社会評議会が、刑事司法の国連標準と基準の作成と適用に関する地域間の予備会合に対して、犯罪の防止と管理の委員会の第八回会期で作成された司法の独立に関する指針の草稿の完成を要請し、事務総長に対して、最終稿を第七回大会で採択すべく提出するように要請したところの、同評議会の 1984 年 5 月 2 日の決議 1984/153 にもとづき、

前記の要求の実現のために、犯罪の防止と管理の委員会により、そして、1984 年 9 月 24 日から 28 日まで、イタリアのヴァレンナで開催された、第七回犯罪防止と容疑者の取り扱いに関する国連大会の予備会合により、成し遂げられた業績に謝意を表しつつ

さらに、第七回犯罪防止と容疑者の取り扱いに関する国連大会での、司法の独立に関する指針草稿についての広範な議論により、司法の独立に関する基本原理の公式化が導かれたことについての謝意を表しつつ、

1. この決議の付属文書に記される司法の独立に関する基本原理を採択し、
2. この原理を国家、地域、および地域間における行為について、各国の政治的、経済的、社会的および文化的な環境および伝統に応じて、取り入れるよう勧告し、
3. 各国政府に、法制とその実施の枠組みにおいて、基本原理を斟酌し、尊重するよう要請し、
4. 加盟国に、その国の判事、法律家、立法および行政の構成員、および一般大衆に原理を尊重させるべく喚起するように、要求し、

5. 犯罪の防止と容疑者の取り扱いの分野の地域の委員会および地域間の協会、国際連合機構内の特別な機関またはそれに類するもの、または関連する政府間組織、あるいは、経済および社会評議会への諮問の役割を有する非政府組織に、基本原理の実施に取り組むよう、強く要求し、

6. 犯罪の防止と管理の委員会に対して、この決議の効果的な実現を優先課題とするよう、要求し、

7. 事務総長に対して、適用される限度で、可能な限りの基本原理の広範な普及活動を保証する措置をとるよう、要求し、

8. 事務総長に対して、基本原理の実施に関する報告体制を準備することも要求し、

9. さらにまた、事務総長に対して、加盟国の求めに応じ、基本原理の実施を補助し、それについての報告を犯罪の防止と管理の委員会に恒常的に行うことを要求し、

10. 国際連合のすべての関連部門が、この決議を留意し尊重することを求めた。

付属文書

国連憲章において世界の人民は、いかなる差別をも排除した人間の権利と根本的な自由の尊重を促進し奨励する国際的な協力を実現するために、正義の維持を可能にする諸条件を確立することを決意している。

世界人権宣言は、法の下での平等の原理、無罪推定の原理、法に基づいて設置される、正当な、独立した、偏見のない法廷での公正かつ公開の審問を受ける権利の原理を、強固に尊重している。

経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約ⁱⁱおよび市民的小および政治的権利に関する国際規約ⁱⁱⁱは、いずれもこれらの権利の実現を保障し、さらに、市民的小および政治的権利に関する国際規約は不当な遅延を排した裁判を受ける権利を保障している。

これらの原理を前提とする展望と現実の状況との間には、未だに、広範な格差が存在する。

各国の司法の編成および司法の運用は、これらの諸原理を根源とすべきであり、各国は、それらを現実の事情に完全に適合させるための努力義務を負う。

司法機関の権限の行使に関する規則は、判事がこれらの諸原理に準じて行動できるようにすることを目的とすべきである。

判事は市民の生存、自由、権利、義務および財産にかかわる究極の決定を課されている。

第六回犯罪防止と容疑者の取り扱いに関する国連大会は、その決議 16 により、犯罪の防止と管理の委員会に対して、判事の独立、および、判事ならびに検事の選任、職業的訓練および身分に関連する指針の策定を、その優先課題に含めることを要求した。

したがって、司法制度に関連する判事の役割と彼らの選任、訓練および指導の重要性に対する考慮を最重要課題とすることが適切である。

これらの事項を含むが、それに限られるわけではない種々の理由のゆえに、次に示す基本原理を、各国の政府は、国内法の制定と運用の枠組みにおける根拠として取り入れ、尊重しなければならない。この原理は、加盟国が司法の独立を保障し促進する政策を実施することを補助するために作成されたものである。これは主に職業判事を念頭におき作成されているが、非職業的な判事が存在する場合には、それらの判事についても、等しく適用される。

司法の独立

1. 司法の独立は国家により保障され、国の憲法や法律において尊重されるべきである。司法の独立を尊重し、監視することは、すべての政府およびその他の機関の義務である。
2. 司法は、直面する事柄に対して、公平に、事実に基づき、法にしたがって、決定を下すべきである。このとき、いかなる部門からも、いかなる理由によっても、制約、不適切な影響、誘導、圧力、威嚇あるいは、干渉を、直接的にも間接的にも受けてはならない。
3. 司法は、司法の性質を有するすべての問題に対する司法権を有するべきであり、また、決定を求めて司法に提起される問題が、法の規定により、その権限に属するか否かに関する判断の排他的な権能を有するべきである。

4. 司法の過程について不適切な、あるいは権限のない干渉があるべきではなく、裁判所による司法の決定は校閲を受けるべきではない。この原理は、法に準拠した、正当な権威を有する機関が、司法が言い渡した判決の再検討を行うこと、あるいは減刑を行うことを否定するものではない。
5. 何人も、確立された法的な手続きにしたがう通常の法廷あるいは裁判所によって審理される権利を有するべきである。通常の法廷あるいは裁判所に属する司法権の代用として、正規に確立された手続きを用いない裁判所を設置すべきではない。
6. 司法の独立の原理は、裁判の進行が公正に指揮され、各当事者の権利が尊重されなければならないことを宣言し、司法に対してそれを要求する。
7. 司法がその機能を適切に実施するために必要な資源を提供することは、各加盟国の義務である。

表現および結社の自由

8. 世界人権宣言にしたがい、司法の成員は、他の市民と同様に、表現、思想信条、結社および集会の自由を認められる。ただし、それらの権利の行使にあたり、判事はつねに彼らの属する機関の威厳と司法の公正および独立を保持する振る舞いを逸脱しないよう、自ら律しなければならない。
9. 判事は、その利益を代表するため、自らの職業的な技能向上を促進するため、あるいは彼らによる司法の独立を擁護するために、判事の協会、あるいは判事に限らない組織を結成し、あるいは参加する自由を有するべきである。

資格の付与、選任、および教育訓練

10. 司法機関の成員として選任される人は、適切に訓練された、法に基づいて資格を付与された、高潔で有能な資質を備える個人でなければならない。司法の選任方法は、不適切な動機による司法員の任命を排除する保護手段として機能しなければならない。判事の選任において、人種、肌の色、性別、宗教、政治その他の考え方、民族的または社会的出自、出身または身分による差別があってはならない。ただし、司法機関の成員の候補をその国の国籍者に限定する要件については、この限りではない。

勤務の条件および任期

11. 判事の所属局の存続期間、判事の独立、安全、適切な報酬、勤務の条件、年金、および定年退職の年齢は、法により適切に定められなければならない。
12. 判事は、任命によるか選挙によるかを問わず、定年退職の年齢まで、あるいは所属局の存続期間が限られている場合にはその期間が経過するまで、任期を保証されるべきである。
13. 判事の昇進のような制度が存在する場合には、それは、客観的な要因に、特に、能力、人格および経験に、基づくものでなければならない。
14. 判事が所属する裁判所における事件の割り当ては、司法管理の内部の問題である。

職業上の秘密と免責

15. 裁判官は、法廷における審理において得た職業上の情報、公開で行わない彼らの職務の履行過程で取得した機密情報について、秘密保持の義務を負い、その事柄に関する証言を強いられない。
16. 国内法にしたがう何らかの懲戒手続き、または請願権によるもの、または国家による補償を除き、判事は司法機能の実施における不適切な行為あるいは不作為のための金銭的損害に対する民事訴訟の責任を免除されるべきである。

懲戒、停職および免職

17. 判事の司法的および専門的な能力について提起される判事に対する問責または告訴は、適切な手続きのもとで迅速かつ公平に実施されるべきである。判事は公平な審問の権利を有するべきである。この問題の審理は、初期段階においては、非公開とすべきである。ただし、当該判事が別のことを要求した場合にはその限りではない。
18. 判事が停職または免職の処分を受けるのは、彼らが職務を履行することが不適當であると判断される無能力または品行を理由にした場合に限られるべきである。
19. 懲戒、停職または免職の処置は、すべて、確立されている司法の管理の標準にしたがって決定されるべきである。

20. 懲戒、停職または免職処分の決定については、独立した再審理を行えるべきである。この原理は、弾劾措置あるいはそれに類する措置についての、最高裁判所の決定および立法府のそれには適用しない。

仮訳 巫召鴻

2015年12月17日

[訳注]

i 第7回大会の報告書の58ページから62ページまでを訳出。“Seventh United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders, Milan, 26 August-6 September 1985”, pp.58-62

ii 国際人権規約の社会権規約、A規約

iii 国際人権規約の自由権規約、B規約